

第3章 消防用設備等の技術基準

第1節 総論

第1 着工届・設置届等の添付図書等

1 着工届

法第17条の14の規定に基づく、工事整備対象設備等着工届（以下「着工届」という。）及び「政令第35条第1項第3号の規定により消防長が指定する防火対象物」（平成21年4月1日付、富良野広域連合告示第9号）（以下第1節において「告示第9号」という。）の消防用設備等又は特殊消防用設備の着工届は、該当工事の着手する10日前までとし、原則として次によること。

(1) 届出日（着工日）

工事に着手しようとする日は、次によるものであること。ただし、この日に最終的に添付図書が確定していない場合、その時点における一応の添付図書を提出することとし、確定した段階で差替えを行うこと。

イ 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備及び屋外消火栓設備については、各設備の配管（各種ヘッド、ノズル等を直接取り付け配管を除く。）の接続工事又は加圧送水装置の設置工事を行おうとする日

ロ 自動火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備については受信機（受信機の設置工事を伴わない場合は、感知器又は検知器）の、火災通報装置（特定火災通報装置を含む。）については当該装置の設置工事を行おうとする日

ハ 避難器具については、取付金具の設置に係る工事を行おうとする日

ニ 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等については、次によるものであること。

(イ) パッケージ型消火設備

パッケージ型消火設備の格納箱の取付工事を行おうとする日

(ロ) パッケージ型自動消火設備

パッケージ型自動消火設備の放出導管（放出口を直接取り付け放出導管を除く。）の接続工事を行おうとする日

(ハ) 共同住宅用スプリンクラー設備

前イによる。

(ニ) 特定駐車場用泡消火設備

前イによる。

(ホ) 共同住宅用自動火災報知設備

前ロによる。

(ヘ) 住戸用自動火災報知設備

前ロによる。

(ト) 特定小規模施設用自動火災報知設備
前口による。

(チ) 複合型居住施設用自動火災報知設備
前口による。

ホ 特殊消防用設備等については、イからハまでの消防用設備等に準じた日

(2) 届出単位

防火対象物ごと又は消火設備、警報設備、避難設備、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等若しくは特殊消防用設備等ごとに一括して届け出るものとする。ただし、工事着手の日が著しく異なる場合等にあつては、この限りでない。◆

(3) 縮尺等

添付図書は、折り上げて JIS 規格 A 4 サイズとし、図面の縮尺は 100 分の 1 とする。ただし、縮尺については、100 分の 1 以外のものでも工事整備の内容が明確に判断できる場合は、これによらないことができる。

(4) 添付図書及び記載要領等

省令第 33 条の 18 の規定により、工事整備対象設備等の種類に応じて第 1－1 表によることを原則とするほか次によること。

イ 建築確認申請を伴う場合は次に掲げるものとする。

(イ) 建築確認申請図書と同じ内容のもの（構造計算関係を除く。）

(ロ) 法令、条例に基づき設置が必要となる消防用設備等の種類に応じて第 1－1 表、第 1－2 表に記載されているもの（(イ)に重複するものを除く。）

(ハ) 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の種類に応じて第 1－1 表に記載されているもの（(イ)に重複するものを除く。）

(ニ) 特殊消防用設備等に応じて日本消防検定協会又は法第 21 条の 48 第 2 項に規定する登録検定機関が行う当該特殊消防用設備等の性能評価に関する基本方針が記載されているもの

ロ 前イ以外の場合は、次の(イ)及び(ロ)とすること。

(イ) 各階平面図

(ロ) 前イ.(ロ)から(ニ)までによること。

ハ 次に掲げるものについては、一の届出書に代表して添付することにより、個々の届出書への添付は省略して差し支えないこと。

(イ) 意匠図（建築平面図等）

(ロ) 関係設備共通の非常電源関係図書

ニ 省令第 12 条第 1 項第 8 号に規定する総合操作盤を設置する場合は、自動火災報知設備の届出に総合操作盤に関する図書を添付すること。

ホ 部分的な改修等の場合にあつては、当該改修等の内容が把握できる範囲の図書で足りること。

2 設置届及び使用開始届

法第17条の3の2の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出及び条例第51条の規定に基づく防火対象物の使用開始の届出については、原則として次によること。

(1) 届出日

省令第31条の3第1項の「消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事が完了した場合」とは、消防用設備等試験結果報告書又は特殊消防用設備等試験結果報告書の作成が終了したときとする。この場合、消防用設備等の試験基準（「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成14年消防予第282号））又は省令第31条の3の2に規定する設備等設置維持計画の試験方法に基づく自主検査が履行され、不備事項等については是正されているものとする。

(2) 届出単位

防火対象物ごとに一括して届け出るものとする。◆

(3) 縮尺等

前1.(3)による。

(4) 添付図書及び記載要領等

前1.(4)及び第1-1表を準用するほか、第1-2表による。ただし、前1の届出に添付された図書と同様のものとなる場合は、これを省略することができるものとする。

3 添付図書に明記すべき事項等について

省令第31条の3第1号イ及びロ並びに第33条の18第1号イからハまでに規定する図書（以下「添付図書」という。）は、次によるものとする。

(1) 省令第31条の3第1号イ及び第33条の18第1号イに規定する平面図には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その設置に係る階の防火区画、階段、各室の用途、床面積、高さ（天井及び天井裏高さ）、各設備の機器等の配置状況、配管又は配線状況等を明記すること。

(2) 省令第31条の3第1号ロ及び第33条の18第1号ロに規定する配管及び配線の系統図のうち、配管の系統図には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成、配管の経路、口径等を系統的に明記すること。また、配線の系統図には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その配線の種類等、電源系統及び配線系統並びに作動順序を示す接続関係を明記すること。

(3) 平面図、計算書及び試験結果報告書により、前(2)に掲げる配管及び配線の系統図に明記すべき事項が確認できる場合は、当該平面図、計算書及び試験結果報告書をもって、配管及び配線の系統図と取り扱うこととして差し支えないこと。

- (4) 省令第33条の18第1号ハに規定する計算書には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、次に掲げる事項を明記すること。また、算出に用いる各種係数、アイソメ図等の根拠を明記すること。

- イ 所要の水量又は消火薬剤量等の算出方法
- ロ 加圧送水装置、加圧ガス容器等の容量の算出方法
- ハ 配管、継手、弁類等の摩擦損失の計算を含む所要揚程等の算出方法
- ニ 電動機等の所要容量の算出方法
- ホ 非常電源の容量の算出方法
- ヘ 避難器具の取付金具及び取り付け部分の強度の算出方法
- ト その他消防用設備等の設置に係る算出方法

- (5) 消防用設備等又はその部分である機器等のうち、消防庁長官が定める基準に適合すべきこととされているものを用いる場合は、当該基準に適合する旨（省令第31条の4第1項の規定に基づく認定を受けたもの（以下「認定品」という。）にあっては、認定品である旨及び必要に応じて施工等の条件）を各添付図書に明記すること。

- (6) 添付図書は、折り上げて JIS 規格 A 4 とし、図面の縮尺は、100 分の 1 を原則とするが、電子データで受け付ける場合等にあつては、この限りではない。

※ 消防法施行規則の一部を改正する省令（令和4年総務省令第62号）による改正後の消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の3及び第33条の18の規定の運用については、令和5年3月30日付消防予第196号・消防危第68号 消防庁予防課長・消防庁危険物保安室長通知「設置届及び着工届の添付図書等に関する運用について」による。

第1-1表（着工届出書関係）

消 火 設 備	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備（ドレンチャー設備を含む。）、水噴霧消火設備、泡消火設備、屋外消火栓設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、特定駐車場用泡消火設備
	1 平面図 消火設備の設置に係る階の防火区画、各室ごとの用途等を明記したもの及び消火設備の機器等の配置、配管状況等（パッケージ型自動消火設備については、放出導管、同時放射区域の状況等）を明記したもの 2 配管（又は放出導管）系統図（パッケージ型消火設備を除く。） 消火設備の構成、配管（又は放出導管）の経路、口径等を系統的に明記したもの 3 配管の摩擦損失計算の基礎となる使用管長、管径、管継手、弁類等を明記したアイソメ図等（パッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火設備を除く。） 4 全ての配管の管長及び管径を明記したアイソメ図等（乾式の特設施設水道連結型スプリンクラー設備に限る。） 5 配線系統図 配線の種類等、電源系統及び配線系統並びに作動順序を示す接続関係を明記したもの なお、感知器等と連動した自動起動方式（乾式の特設施設水道連結型スプリンクラー設備を含む。）及び予作動式のスプリンクラー設備については、連動系統、信号系統、感知器等の設置位置を明記した図書も添付すること。 6 計算書（パッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火設備を除く。） 次に掲げる事項を明記したもの なお、算出に用いる各種係数の根拠を明記すること。 (1) 所要の水量又は消火薬剤量等の算出方法 (2) 加圧送水装置、加圧ガス容器等の容量の算出方法 (3) 前3を基にした配管、継手、弁類等の摩擦損失の計算を含む所要揚程等の算出方法 (4) 電動機等の所要容量の算出方法 (5) 非常電源の容量の算出方法 ※ 総合操作盤を設置する場合における当該総合操作盤に関する図書については、自動火災報知設備の着工届に添付すること。
	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備
	前記を準用するほか、次による。 1 防護区画一覧表 2 ダクト系統図

	3 配管系統図 全体系統図のほかに、貯蔵ボンベ室の平面系統図を添付し、起動ボンベ、操作導管、逆止弁、安全装置、容器弁等の系統を明示したもの 4 自動起動系統図 自動起動のもののみ、連動の状態を明示した図面を添付したもの
	非常電源
	1 配置図 次に掲げる事項を明記したもの (1) 設置する場所とその周囲（平面図） (2) 換気装置（ダクトを含む。）の位置・構造 (3) 機器及び配線の位置並びに相互の距離（平面図） (4) その他必要な付属設備 2 構造図 次に掲げる事項を明記したもの (1) 機器の姿図又は概観図。ただし、内容が確認できるカタログ等に代えることができる。 (2) 耐震措置に係る内容等 3 接続図 次に掲げる事項を明記したもの (1) 配線系統図（単線接続図又は三線接続図） (2) 作動順序を示すフローチャート (3) 制御回路（インターロック回路を含む。） 4 仕様書 仕様の記載されたカタログ等 5 計算書 次に掲げる事項を明記すること。 (1) 発電容量の算定 (2) 換気量 (3) 冷却水量の算定 (4) 耐震措置 6 負荷設備概要表 耐火又は耐熱電線の接続方法において、標準工法以外を使用した場合は、当該工法に係る図書を添付すること。

	7 認定品を使用した場合は、認定証書の写し等を添付すること。 ※ 総合操作盤を設置する場合における当該総合操作盤に関する図書については、自動火災報知設備の着工届に添付すること。
--	--

警 報 設 備	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置・特定火災通報装置）、共同住宅用自動火災報知設備、住宅用自動火災報知設備、特定小規模施設用自動火災報知設備（受信機及び中継器を設けない無線式のものを除く。）、複合型居住施設用自動火災報知設備
	1 平面図 警報設備の設置に係る階の防火区画、各室ごとの用途等を明記したもの及び警報設備の機器等の配置、配線状況等を明記したもの 2 配線図 次に掲げる事項を明記すること。 (1) 電源系統図 常用電源又は非常電源から消防用設備等に至る配線の概要を明記したもの (2) 設備系統図 電線管口径、配線本数、電線路の立上り・引下げ・警戒区域、受信機、中継器、機器収容箱及び副受信機の配置状況を階別又は系統別に明記すること。 3 非常電源（別置型に限る。） 消火設備欄の非常電源の例によること。 4 総合操作盤に関する図書（総合操作盤を設置する場合に限る。） 自動火災報知設備の着工届に添付すること。

避 難 設 備	金属製避難はしご（固定式のもの（固定はしご及び避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごをいう。）に限る。）、救助袋、緩降機
	1 平面図 設置位置及び種類を明記したもの 2 計算書 避難器具の取付金具及び取り付け部分の強度の算出方法を明記したもの

特殊 消 防 用 設 備 等	特殊消防用設備等 特殊消防用設備等の工事の設計に関する図書、法第 17 条第 3 項に規定する設備等設置維持計画、法第 17 条の 2 第 3 項の評価結果を記載した書面及び法第 17 条の 2 の 2 第 2 項の認定を受けたものであることを証する書類
----------------------------------	---

第1－2表（設置届出書関係）

設備の種類	添付書類及び記載要領等
消火器、簡易消火用具	1 平面図 当該器具等の設置位置を明記したもの
動力消防ポンプ設備、消防用水、連結散水設備、連結送水管、共同住宅用連結送水管	第1－1表の消火設備欄の例によること。
特定小規模施設用自動火災報知設備（受信機及び中継器を設けない無線式のものに限る。）、非常警報設備、共同住宅用非常警報設備	第1－1表の警報設備欄の例によること。
漏電火災警報器	1 平面図 次に掲げる事項を明記すること。 (1) 引込線取付点から屋内分電盤までの配線と変流器及び受信機の設置位置 (2) 音響装置を設置した場所の用途 2 配線系統図 次に掲げる事項を明記すること。 (1) 引込線取付点から屋内分電盤までの単線接続図 (2) 操作電源の分岐方法、電源の太さ、開閉器等の容量
すべり台、すべり棒、避難はしご（固定式のものを除く。）、避難橋、避難用タラップ、避難ロープ	第1－1表の避難設備欄の例によること。
誘導灯、誘導標識（中輝度蓄光式誘導標識・高輝度蓄光式誘導標識）	1 平面図 次に掲げる事項を明記すること。 (1) 誘導灯又は誘導標識の設置位置、誘導方向、誘導灯の区分（A級、B（H・L）級、C級） (2) 各室の用途、棚等の高さ、間仕切壁、開口部（防火戸を含む。）の位置 2 配線系統図 分電盤等からの電線の施工方法、種類、太さ、電線数及び使用電源等を明記すること。

	3 非常電源（別置型に限る。） 第1－1表消火設備欄の非常電源の例によること。 ※ 総合操作盤を設置する場合における当該総合操作盤に関する図書については、自動火災報知設備の着工届に添付すること。
排煙設備 加圧防排煙設備	1 平面図 排煙・防煙区画、空気流入口、排煙口及び手動起動装置の位置を明記すること。 2 風道（ダクト）系統図 階別の平面系統及び立面系統を明記すること。ただし、平面系統については平面図に明記することができる。 3 配線図 4 非常電源 第1－1表消火設備欄の非常電源の例によること。 ※ 総合操作盤を設置する場合における当該総合操作盤に関する図書については、自動火災報知設備の着工届に添付すること。
非常コンセント設備 共同住宅用非常コンセント設備	1 平面図 設置位置を明記すること。 2 配線系統図 次に掲げる事項を明記すること。 (1) 常用及び非常電源の配線 (2) 開閉器等の位置、種類、容量等 3 非常電源 第1－1表消火設備欄の非常電源の例によること。 ※ 総合操作盤を設置する場合における当該総合操作盤に関する図書については、自動火災報知設備の着工届に添付すること。
無線通信補助設備	1 平面図 設備系統を構成する機器、配線等を平面的に明記すること。 2 配線系統図 次に掲げる事項を明記すること。 (1) 常用電源及び非常電源から消防用設備等に至る配線の概要

	(2) 配線の立上り、引下げ及び機器の系統別配置状況等 (3) 各機器（構成部品）における損失、利得及びふく射レベル ※ 総合操作盤を設置する場合における当該総合操作盤に関する図書については、自動火災報知設備の着工届に添付すること。
--	---